

29年度 公文書開示（4月決定分） 監査事務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	対象公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 7条									非開示理由等	所管局部課
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	H29. 4. 20	H29. 4. 26	平成28年11月1日施行の「職務に関する働きかけについての対応要綱」が定める「対応記録票」など、同要綱が定める「職務に関する働きかけ」に関する一切の書類。ただし、平成29年3月31日までの分。					1										同要綱施行以降、当局においては同要綱が定める「職務に関する働きかけ」の対応実績がないため、開示すべき公文書が存在しない。	監査事務局総務課